

4 田監第 70 号
令和 4 年 12 月 27 日

田村市長 白石 高司 様
田村市議会議長 大橋 幹一 様
田村市教育委員会教育長 飯村 新市 様
田村市選挙管理委員会委員長 白石 富博 様
田村市農業委員会会長 吉田 修一 様

田村市監査委員 郡司 健一

同 大和田 博

令和 4 年度定期監査の結果報告について（通知）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

定期監査結果報告

1. 監査の種類

地方自治法第199条第4項、田村市監査委員条例第3条の規定に基づく監査

2. 監査の執行者

田村市監査委員 郡 司 健 一

田村市監査委員 大 和 田 博

3. 令和4年度定期監査の実施日時及び対象について

月 日	時 間	対象課所名	監査場所
10月31日 (月)	9:28 ~ 9:50	議会事務局	田村市役所 第1委員会室 (4階)
	9:50 ~ 9:55	監査委員事務局	
	9:59 ~ 10:14	会計課	
	10:16 ~ 10:32	農業委員会事務局	
	10:50 ~ 11:43	教育部教育総務課	
	13:00 ~ 13:50	教育部学校教育課	
	14:05 ~ 15:00	教育部生涯学習課	
11月1日 (火)	9:40 ~ 10:24	総務部企画調整課	
	10:40 ~ 11:30	総務部総務課	
	11:30 ~ 11:52	選挙管理委員会事務局	
	13:00 ~ 14:05	総務部財政課	
	14:10 ~ 14:25	総務部DX推進室	
	14:45 ~ 15:38	保健福祉部社会福祉課	
	15:43 ~ 16:37	保健福祉部こども未来課	
11月2日 (水)	9:29 ~ 11:05	保健福祉部高齢福祉課	
	11:06 ~ 11:56	保健福祉部保健課	
	13:09 ~ 13:50	建設部建設課	
	14:08 ~ 14:45	建設部都市計画課	
	15:00 ~ 15:51	産業部商工課	
11月4日 (金)	9:21 ~ 10:55	産業部農林課	
	11:10 ~ 12:05	上下水道局上下水道課	
	13:10 ~ 14:10	市民部市民課	
	14:15 ~ 14:55	市民部税務課	
	15:10 ~ 16:18	市民部生活環境課	
11月7日 (月)	9:30 ~ 10:35	産業部観光交流課	
	10:42 ~ 11:47	都路行政局	
	13:00 ~ 14:18	大越行政局	
	14:21 ~ 15:20	滝根行政局	
	15:31 ~ 16:47	常葉行政局	

4. 監査の範囲

- ・令和4年4月から令和4年9月までに実施した事務事業について
- ・財務会計（歳入・歳出、収入・支出）事務の取組状況について
- ・公共団体等の事務局及び事務従事の削減に向けた取組状況について

5. 監査の着眼点

①財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているか

- ・財務会計（歳入・歳出、収入・支出）事務の取り組み状況について
- ・委託料、工事請負費等契約の取り扱い事務について
- ・公共団体等の事務局及び事務従事の削減に向けた取り組み状況について

6. 監査の方法

- (1) 令和4年度（令和4年4月～9月）上半期の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」が「適正かつ効率的に行われているか」について、所管課等から説明を聴取し、監査委員が質問するなどにより監査を実施した。
- (2) 令和4年度（令和4年4月～9月）上半期に実施された例月現金出納検査時に、指摘・指導事項として報告のあったものについて、各課所等から説明を聴取し、監査委員が措置状況を質問するなどして監査を実施した。
- (3) 各課所等が関わる公共団体等の事務局において、出納事務（現金取扱）等が適正・的確に実施されているかについて、各課所等から説明を聴取し、監査委員が質問するなどして監査を実施した。
- (4) 監査の結果、指摘事項等があれば監査委員から改善、検討を指示した。また、監査委員から講評を行った。

7. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、総体的に概ね適正かつ効率的に処理されていると認められた。

一部に是正・改善を要する事項が認められたので、内容を十分に理解し、それぞれ必要な措置を講じられ、適正な事務処理に努められたい。

なお、事務処理上検討又は留意すべき点で軽微なものについては、監査の過程でその都度、口頭にて指導した。

また、各課所等における「公共団体等の事務局設置及び事務従事状況」については、当該団体等への移管がなされているが、未だに会計事務に従事している課所等があるので、早急に、会計事務の移管を勧められたい。

なお、やむを得ず会計事務に従事する場合は、預金通帳及び金融機関届出印（銀行印）の取り扱いを厳重・厳正にされたい。

(1) 是正・改善を要する事項

① 収入事務の未納対策について

税金、保険料、使用料などの滞納者については、自主財源の確保と負担の公平、公正の観点から、早期に督促するなど一層の収納率向上に努められたい。また、本庁担当課所と各行政局担当係との連携し、未納対策を強化されたい。

② 財務会計（歳入・歳出、収入・支出）事務執行について

伝票の起票により、会計課からの指摘・指導等あった場合は、同じ指摘・指導事項等を繰り返さないように、担当課所等で牽制（体制）をとるなどして、不適切な手続き、処理等を防止する策を講じられたい。

③ 公共団体等にかかる会計事務について

職員による公共団体等の会計事務については、各団体への移管が進められてきたが、未だに公共団体等の会計事務に従事しており、公金及び準公金に係る不祥事を防止すること及び職員のリスクの軽減を図る観点から、公共的団体等の自営に向けた指導と、当該団体の職員の育成（会計事務に特化した指導・育成）に努められたい。

(2) 監査を受けるにあたって検討又は留意すべき事項

① 監査資料の提出について

監査資料の提出にあたっては、監査委員事務局の事前審査及び事前審査による監査委員への報告があるので、提出にあたっては、期限厳守を徹底されたい。

② 事務事業の実施状況における「財源内訳」の説明について

監査資料の事務事業の実施状況に、国庫補助、県支出金及び地方債並びにその他財源の内訳が記載されている場合には、それら財源内訳の金額を監査資料に記載して提出されたい。